

国立国語研究所設置をめぐる二、三のことども

安 田 敏 朗

1 はじめに

本特集は「国際関係の中の日本語研究」である。言語研究としての日本語研究が形をなしてくるのは明治以降のことと考えてよいだろうから、近代国民国家・日本が国際関係に参入していく状況と言語研究とは直接間接に関係があったとみるのはそう不自然ではない。この点は、国民国家形成の必須要素としての「国語」を構築することに、言語学（者）や国語学（者）が関与していったことを考えれば了解しやすい。また、異なる言語との接触や対照によって研究が深まることも、ままたあることである。

少し乱暴にいつてしまえば、国際関係のなかで日本語研究がなされるのはむしろ当然のことであって、日本語研究とは国際関係のなかでしかなされない、と挑発的にいつてしまってもよいかもしれない。とすれば、あえて「国際関係の中の日本語研究」を設定する必要があるほど、日本語研究がなんらの外的影響をこうむることなく純粹におこなうことができる、といった考えが根深いともいえる。

本稿であつかうのは、「国語及び国民の言語生活に関する科学的調査研究を行い、あわせて国語の合理化の確実な基礎を築く」（国立国語研究所設置法第一条1項、1948年12月20日、法律第254号）ことを目的とした国立国語研究所の設置の経緯である。「言語生活の研究」という敗戦後の日本語研究のひとつの流れをつくっていったのはこの研究所であるが、研究所設置に、国際関係（当時は占領下であったので、GHQからの影響）をみることは、さほどなされていなかったように思われる。研究所設立三十年を記念して刊行された『国立国語研究所三十年のあゆみ——研究業績の紹介』（国立国語研究所、1978年）にも、明治以降の文部省の国語政策史をまとめた文化庁『国語施策百年史』（ぎょうせい、2006年）にも、こうした話は出てこない。最も詳細に設置過程が記されている「国立国語研究所の設置について」（『国語学』3輯、1949年10月、国語課長釘本久春¹⁾執筆）でも、「民間の有識者・国会の関係議員はもとより、文部事務当局も、占領下の事情ではあるが、自主的な態度と方針をもって、それぞれ国立国語研究所設立の努力をつづけて来たのであるが、連合国最高司令部民間教育情報部が、この問題について終始好意と理解とを表わしつづけていたことは、われわれ日本国民にとって幸福な

事実であった」²⁾とやや唐突に記されるのみである（釘本がわざわざこう記した理由は本文で明らかにしたい）。

そこで、国会議事録³⁾や GHQ/SCAP（連合国最高司令官総司令部）の CI&E（民間情報教育局）文書⁴⁾などを使って、国立国語研究所設置法での研究所設置理念や研究内容への GHQ の影響、釘本のいうように「自主的な態度と方針」が貫徹できたのかをみていくことにしたい。

2 研究所設置にいたる時期区分

まず、国立国語研究所設置までの時期を三段階にわけてみる。

第一段階は、第一回国会（片山哲内閣）の衆議院文化委員会・参議院文化委員会それぞれにおいて、安藤正次ほか五名から出された請願「国字国語問題の研究機関設置に関する請願」が検討され（衆議院文化委員会は1947年9月23日および10月3日、参議院文化委員会は1947年8月26日、9月23日および10月2日）、それぞれの本会議で採択（衆議院は1947年12月9日、参議院は1947年11月26日）、内閣総理大臣に送付し、文部大臣に回付されるまで⁵⁾。

第二段階は、研究所の構成が具体化していく段階で、国立国語研究所設置法の草案が作成されるまで。1948年4月2日、文部省は採択された請願について閣議を求め、政府として実現に極力努めるという閣議決定⁶⁾が同日に出された（発表は10日）。これをふまえて、文部省は国立国語研究所創設委員会を設けることとした⁷⁾。この間、文部省と GHQ の CI&E との間でさまざまなやりとりがあり、創設委員会にかける設置法の草案を作成、創設委員会で原案をつくり、GHQ との間でさらに修正があり、法案が完成する。1948年11月ごろまで。

第三段階は、1948年11月17日に国立国語研究所設置法が第三回国会（第二次吉田茂内閣）に提出され、衆参文部委員会での審議を経て、本会議で可決（衆議院11月25日、参議院11月26日）、12月20日に法律として公布・施行されるまで。

3 先行研究の問題点からみる本稿の論点

3.1. GHQ との交渉という視点の欠如

上記の三段階区分は筆者の便宜的なものであるが、国会議事録を使った先行研究には、研究所第六代所長であった甲斐陸朗のものがある⁸⁾。これは主に、研究所所長室に保管されていた『国立国語研究所設置法案衆議院参議院 議事録』という「万年筆で筆写された原本とその複写版」のうち、「貸与された複写版」を用い、関連する資料を紹介しながら解説したものである。しかしながら、この資料は、設置法を審議した第三回国会の委員会議事録の筆写（本稿でいう第三段階に相当）が中心であり、第一段階にあたる請願の検討に関する資料は一件だけである⁹⁾。それゆえ、第一回国会の文化委員会で示された、研究所の文部省案（後述）への言及がない。また、関連資料として、国立国語研究所の設置25周年を記念した『言語生活』の特集号（1973年12月号）の「〈座談会〉

国語研究所創立の頃」(以下、「座談会」)をあげている。これは研究所創立に何らかの形で関わった、江実・斎藤正・沢登哲一・林大によるもの(司会は、『言語生活』編集部=研究所所員)で、研究所創立をめぐるさまざまな力関係が描かれており、興味ぶかい。座談会の内容は、第二段階に関わるものもあり、GHQ との関係、国語課長釘本久春と GHQ の CI&E のアブラハム・マイヤー・ハルパーン¹⁰⁾がこの間よく連絡をとりあい、「国語課長は、ハルパン〔ハルパーン〕博士の助言を受け、法案の原案を作成し」という貴重な証言もある¹¹⁾のだから、このあたりの事情をさらに調べるべきであろう。しかし、甲斐はこの「座談会」を資料として用いながらも、そこで明示されている占領政策との関連についてはふれずに、戦前の第一回国語対策協議会の建議(1939年6月23日)や、敗戦後の国語審議会における研究所設立を求める決議(1946年9月21日)などへと話をずらしていく¹²⁾。第三段階の資料の補完という位置づけだからなのか、元研究所長の見識なのかはわからない。しかし、日本語の研究機関の始発点が占領政策と無縁ではなかったことをあえて忘却する必要はない。そもそも、日本の法律の制定過程に GHQ が関与するのは国立国語研究所設置法に限ったことではない。『GHQ 日本占領史 2 占領管理の体制』(1951年ごろ作成)にはこうある。

〔1945年〕10月22日には、日本政府は議会に提出された法案の英文写しの提出を求められるようになり、立法過程のすべての段階を通じてあらゆる立法の進行状況を報告するよう命じられた。〔GHQ の〕民政局は監視を行い、立法過程および立法手続に関して政府と議会に助言する責任を負った。国会が唯一の立法機関であることを規定した憲法が公布されたため、1947年3月20日には表現こそ改められたものの、民政局のこのような任務は事実上継続していたのである。民政局との調整なしには最高司令官はいかなる部局による立法提案も承認しなかった。¹³⁾

これを経なければ法律の制定ができなかったのである(のちにふれるが、国立国語研究所設置法の全文も英訳され GHQ の資料となっている)。

3.2. 山本有三のみに焦点をあてる論調——複合的要因を

第一段階については、参議院文化委員長をつとめた作家・山本有三の役割が強調されている。戦前からルビ廃止を唱えるなど国語問題に関心の深かった山本は、敗戦直後にミタカ国語研究所を作り、国語審議会委員となり GHQ からの助言を受けつつ、「国民の国語運動連盟」の結成に動く(1946年4月)。山本は1947年4月に第一回参議院議員選挙全国区に立候補する。第九位で当選後、無所属議員を集めた緑風会の結成に関わり、「国民の祝日」「満年齢」「文化財保護法」制定に尽力していくのである¹⁴⁾が、山本自身がいうように「〔選挙に〕出た時に、ぼくはもちろん国語研究所こしらえることが主要でした」と述べ、「研究所だってね、うまくいったのは、一つには緑風会が人数持ってたからでしょう」という¹⁵⁾。なにぶん議会構成とも関連していたようではある。

山本の女婿で国立国語研究所の所員でもあった永野賢（のち東京学芸大学）は「〔1946年11月の〕当用漢字表制定公布から国立国語研究所設立までが短時日のうちに成就したのは、時流に乗ったとの見方もできなくはなかろう。しかし、その間にあって山本有三の果たした役割はどんなに高く評価しても過大ということはないと信じる」と述べ、さらに「国立国語研究所は、昭和二十一年三月の『米国教育使節団報告書』に基づいて設立されたとの説をなす者があるようだが、それが錯誤であることは本稿により明らかであろう」と付記する¹⁶⁾。

米国教育使節団とは、日本の教育に関する問題について日本の教育者に助言と協議をするためにGHQが派遣を要請し、27名が1946年3月一杯派遣されたものである。使節団の報告書の要請に従い、日本政府内に教育刷新委員会が設置され、文部省およびGHQとともに、報告書の勧告の方向のうえに、戦後教育改革を行なっていく。そのなかで教育基本法（1947年）や六三制、教育委員会制度などが実施されていく。

こうした重要な報告書のLanguage Reformと題された章で日本語のローマ字化が提案されているのは有名である¹⁷⁾。同時に、national language instituteの必要性も唱えられており、これが永野のいう「錯誤」のもととなる。しかしながら、二度目に派遣された米国教育使節団（1950年8月末）あてに提出された『日本における教育改革の進展』（1950年8月。第一次使節団報告書以降の日本の教育状況を文部省が解説）は、以下のように記す。

国語改革は、米国教育使節団も言うように、まさに「大事業」である。それを推進するためには、改革計画の学問的基礎を堅固にするためにも、また改革計画を民主的に効果的に作成するためにも、有力な専門的研究機関と、国民の衆知を集めた民主的な審議機関とが確立されなければならない。

このような見地から、文部省は、一九四六年以来、国立国語研究所の創設計画を進めてきたのであるが、国語審議会を初め、民間にも、大規模な国語研究機関設置の必要は、強烈に提唱されたのである。¹⁸⁾

もちろん、教育使節団向けの報告書であることを考えねばならないが、研究所の設立は、国語審議会からの建議、国会での請願の採択、そして使節団の勧告が複合的に作用しているとみるべきだろう。山本有三が政策的にはたらきかけたことは事実であるにしても、具体的な研究所の案をもっていたわけではない¹⁹⁾。また、1948年11月20日の第三回国会衆議院本会議で答弁に立った下條康麿文部大臣は、「国家的な国語研究所を設けたいということは、非常に前から問題になつておつたところでありまして、特に終戦後、その必要が強く要望されておつたのであります。すでに第一回国会におきまして、これに関する請願が通つておりますし、さきに来朝いたしましたアメリカの教育使節団から、非常に強くこの点の要望があつたのであります」²⁰⁾と使節団からの影響を認識している。さらに国語課の釘本久春も、「いわゆる国語改革の名でよばれる主張と

理想は、一九四五年初秋を境として、一九三〇年以來の日本における反動期において殊に圧服されようとした困難の状態を脱出し、アメリカ教育使節団の日本に対する勧告の影響からも大いなる力を得て、今やいちじるしく、日本の社会的事実として実現されているのであります。』²¹⁾と述べている。また、「座談会」で江実（言語学者）は、当時のメモ書きに「研究所を設けようとする文部省の努力は、昭和二一年九月の国語審議会の勧告」と参議院の「文化および教育の常備委員会からの要請に基礎を置いている」もので、「以上の処置は、アメリカ教育使節団の勧告の線に沿うものであり、とくに昭和二二年一二月の CIE の主任によって承認された言語簡易化方策の流れに沿うものであるということが注意せらるる」とあると述べた（言語簡易化方策を江は具体的に記憶していない）²²⁾。江実は、チベット語学の青木文教とともに CI&E の嘱託の仕事をしており（青木は1947年11月から連合国総司令部民間情報教育局顧問、約四年間チベット事情調査²³⁾）、CI&E のハルパーンの仕事を手伝うことになったという。のちにみる文部省の釘本たちとハルパーンとの会合に江も出席することが多く、メモ書きはこうしたときのものと考えられる。つまりは、同じ「座談会」で斎藤正がいうように、「国語審議会でも、なんか知らんけど、当時から批評があつて、言ってみればてっとり早い改革があつて、そういう状況の中で、もっとしっかり土台を固めるべきだという考えが出たんだろうと思うのですよ。占領軍の方も、当初から見れば実態とかいろいろ正確なことがわかつてきて、司令部のほうも、研究所を作る態度をアプルーブする方向に動いていった」という流れをみるべきだろう²⁴⁾。そもそも、山本有三は第二段階、第三段階に登場しない。山本だけに焦点をあてても、設置までの流れはつかめないのである。

4 第一段階での構想——文部省案と「国語合理化」

上でみてきた文部省関係者の資料などからは、第一次米教育使節団報告書からの直接的な影響があつたかどうかはともかく（そしてまた戦前にまでさかのぼれるかもともかく）、釘本によれば文部事務当局は、1946年以來「国語に関する研究調査機関の設立を図ろうとする意志を部内において決定し、関係各方面と折衝し、極力その実現に向かつて努力し始めた」²⁵⁾という。したがって、第一回国会での「国字国語問題の研究機関設置に関する請願」採択以前から、研究所の構想があつたことは明白である。

具体的な文部省案は、第一段階、つまり請願が参議院文化委員会（1947年8月26日）で検討されているときに姿をあらわす。永井一夫（文部政務次官）の発言によれば、「国民の国字国語使用の実際、現代語の実態並びに国語の歴史的発展に関する調査研究を行い得る研究所の設置」を図りたいとして、1948年度に約400万円の予算を計上する予定だという²⁶⁾。さらに永井に続き、稲田清助（文部省教科書局長）は、研究所の構成と研究内容を述べる。「総務部は大體総括的事務乃至全般的企画を扱う仕事」、「第一部といたしましては国語国字の合理化、純化というような問題に関しまする調査研究」、「第二部におきましては現代語の実態に関する調査研究、及び現代語辞典の編輯」、「第三部におきましては国語の歴史的発達に関しまする調査研究及び歴史的国語辞典の編

輯」²⁷⁾である。そして、衆議院文化委員会において、国語課長釘本久春は、第二部は第一部の研究のための基礎資料を提供するものであり、第三部は第二部の研究のための基礎資料を提供する、と三部門を関係づける。そしてまた「国語研究所設立準備委員会というような委員会を設けまして、政界、学界、教育界、その他各方面の権威者によつて構成される委員会によつて、この機構運営をさらに練つていただくようにいたしたい」との展望を述べ、研究所は国立とし、文部省が運営をおこないたいとする²⁸⁾。この構成は、のちにみるように、ハルパーンの意見によって再編成され、追加事項も受け入れ、国立国語研究所設置法の第二条に記される研究所の調査研究項目に反映されていく。

また、参議院での請願の検討に際して森戸辰夫文部大臣が説明をする機会があった。そこでは「我が国が民主国家として、殊に文化国家として将来国を立てて行きます上においては、文化の基礎であります国語、国字が民主化され、又簡易化されるということは、民主主義の基本的な重要な条件でありまして、人間教養の上にも、又実用の面から見ましても、極めて必要なことは今更申すまでもないのであります」と述べる²⁹⁾。これが敗戦後の言語政策の理念といってよいが、森戸はさらに、上記釘本の答弁を保証するかのよう、研究所が国立で文部省の所管となるべきこと、創設委員会が「民主的」に選ばれ、研究所の運営も外部からの意見を多くとりいれることで、官僚化が防げる、と擁護していく。しかし、歴史家の羽仁五郎は、「果たして日本の新しい民主的な国家というものは、文部省というものの存在を必要とするかどうか」という問題がまず解決されねばならないとし、研究所が「基礎研究をやるものであるとすれば、これは絶対に行政官庁である文部省の管轄の下に置かるべきものではない」との正論を述べる³⁰⁾。しかし、参議院文化委員会では羽仁をのぞいた賛成多数でこの請願を採択する。

ともあれ、研究所の目的は「国語国字の合理化」におかれたのであるが、これは具体的にはどういうことなのだろうか。釘本は参議院文化委員会で「研究所を作る目的は、とにかく義務教育を終つた者なら誰でも、社会人として何でも読め、何でも綴れる。そういう状態に国語、国字を置くにはどうしたらいいかという具体案を得る」ところにある、と述べている³¹⁾。また、別の答弁では「国語の民主化」のことを、「言葉が非常にむずかしいことと、また非能率的なこと、そういう点を除去いたしまして、国語を真に国民全体のものにする」ことだ、と述べている。つまり、非能率的なことを除去するのが合理化であり、その先にあるのが民主化、つまり合理化は手段で民主化が目的というとらえ方である³²⁾。ちなみに、「国語の合理化」といった表現よりも「国語の簡易化」の方が一般的であり、正直なところ、見慣れたものではない。それに、戦前にあつては「合理化」は精神主義の対極にあるととらえられており、釘本自身も戦時中に「合理的性格が高邁である」と考へる近代的凡庸主義なら、言語がそもそも本質的に非合理的実在であることを反省してもらへばよからう³³⁾などと記していたように、否定すべき観点であつた。

しかし、1948年8月6日の日付がある「はじめに」をもつ「きわめて短い期間の間に書きあげられた」³⁴⁾『国語教育論』(1949年2月)という単著を釘本は1949年2月10日

に発行したが、そのなかには、ことばと文字を「簡易にし、合理的にする」ことがいま実践すべきことだ、といった表現がみられる（たとえば172頁など）。もちろん、別のところでは「終戦以来文部省を原動力として進められて来た国語政策の線、いわゆる国語の民主化・平易化の線」³⁵⁾とも述べており、そう深い使い分けがあるようでもない。ただ、国立国語研究所設置法には「合理化」はあっても「民主化」はでてこない。

ここでは詳しく論じる暇がないが、敗戦後における「国語民主化」というのは、ひとしなみに簡易化を意味していたので、どちらでもよいといえはよいのだが、「民主化」を論じて国語という統合原理のもつ問題に深く切り込んでいくような観点をもつものはごくわずかであり、釘本はそこにはふくまれていない。

5 第二段階での変化——CI&E の影響

ところで、CI&E 課員には、1946年4月から1951年3月まで、カンファレンス・リポート（Conference Report）の作成が義務づけられていた。これは「報告者が個別に、日時、場所、出席者、議題、討議内容、資料などを明記し、署名した日報」である³⁶⁾。したがって、アブラハム・マイヤー・ハルパーンの署名があるカンファレンス・リポートから、文部省図書局（国語課が属する）とハルパーンとの討議の内容がわかるわけである。GHQ/SCAP 文書におさめられたハルパーンのカンファレンス・リポートには、本稿でいう第二段階、つまり請願が国会で通過してから、議題を National Language Research Institute としたものが登場しだす（これは、国立言語研究所と訳するのが正確であるはずだが、国立国語研究所としておく）。以下、日を追って概要を記す。なお文書は特記ないかぎり Box no. 5359 Sheet no. CIE (A) 02983。

◆は筆者（安田）の補足。

《1948年1月8日 議題 国立国語研究所》

出席 文部省 釘本〔久春〕・斎藤〔正〕／ CI&E ハルパーン・江〔実〕

- ①日本語研究所（Japanese Language Institute）設立のための概算要求の翻訳をもってきた釘本たちとハルパーンの議論。
- ②研究所の計画はだれが作ったのかというハルパーンの質問に、釘本は、文部省国語課の仕事だ、と答えた。ただ、参議院で研究所設置に前向きな決議がされたのは、山本有三のはたらきに多くを負っている、とも。釘本は、国会で予算が認められたら設立準備委員会を組織する、と述べたが、ハルパーンはそれは逆ではないか、と疑義を呈する。しかし釘本は日本の習慣だ、と答えた。
- ③この研究所は、国語審議会にとってかわるものではないが、文部大臣が国語審議会を再編したいと考えていることがわかった、とハルパーンは記す。釘本は、日本の国語問題をあつかう部門を、再編される国語審議会、自立して研究をするが予算を文部省から交付される研究所、行政的な仕事をする文部省国語課と三部門にわけて考えている、と述べた。

◆この国語審議会・研究所・国語課の役割分担は、「三位一体論」として釘本が好んで用いていたものだという³⁷⁾。国語審議会再編については、釘本がハルパーンとはじめて会ったと思われる1946年10月14日のカンファレンス・レポートにあらわれる。ハルパーンによれば釘本が文部省では国立言語委員会 (National Language Committee) をつくりたいと述べている (Box no.5359 Sheet no. CIE (A) 03006)³⁸⁾。既述の「座談会」で斎藤正が述べていたように、研究所設置と国語審議会再編とは関係があるようである。

④研究所の事業予定リストをみて、ハルパーンは他の機構との重複があり、また長期事業と短期事業をわけるべきだとの指摘をした。

《1948年1月15日 議題 国立国語研究所》

出席 文部省 釘本・中村〔鎮〕・斎藤 / CI&E ハルパーン・江

①前回の研究所の計画をつくったのは、ほかに安藤〔正次〕・時枝〔誠記〕や新聞社の人間であったと、釘本が訂正。設立までの予定は、2月15日ごろまでに衆参両院文化委員会の特別委員との会議、2月15日ごろに大蔵省から予算の内示を受け、それから3月末までの間に創設委員会を組織、4月初めに国会に法案提出の予定だとの報告を釘本から受けたハルパーンは、前回同様、順番が逆だと意見する。創設委員会の議論が予算の影響を受けることを心配するハルパーンに釘本は、そんなことはない、と述べる。

◆1月8日にも出た議論。1948年度予算は社会党片山哲連立内閣の退陣 (1948年2月。翌月、民主党芦田均連立内閣成立) などがあって、前年度内に成立せず、1948年の7月4日にもなって、ようやく成立した³⁹⁾。研究所の任務および創設委員会を選ぶためのメンバーが選ばれて会合を開いたのが、1948年6月12日と7月13日であり、創設委員会で設置法の草案が検討 (1948年8月17日から19日) された。釘本もここまで遅れるとは思わなかっただろうが、ハルパーンの意見は通らなかったことになる。その後、予算については逐次報告がなされる (4月16日、20日、29日)。

②研究所の構成について釘本が説明。第一部門は「国語の合理化」。第二部門は現代日本語の現状の研究。第一部門へのデータ提供。第三部門は歴史的研究。第二部門へのデータ提供。ハルパーンは、第一と第二部門の機能が重複しており、第一部門は文部省図書局国語課でなされている事業と重複していると指摘。ハルパーンはむしろ、マス・コミュニケーションと言語教育の研究の部門を設けること、現代日本語辞書、歴史的辞書、そして方言辞書の編纂と民話収集事業を提示。

◆第一回国会で示された文部省案と同様の研究所構成。また、「国語の合理化」は原文ではカッコつきでわざわざ“rationalization of the national language”とある。一般的には simplification が用いられているので、ハルパーンにとってもやや聞き慣れない表現であったからかと思われる。また、マス・コミュニケーション⁴⁰⁾、言語教育、方言辞書編纂は文部省の計画にはなかったものであるが、のちの国立国語研究所設置法の「第二条 研究所は、次の調査研究を行う。」の「三 国語教育の目的、方法、

及び結果に関する調査研究」「四 新聞における言語、放送における言語等、同時に多人数が対象となる言語に関する調査研究」⁴¹⁾、そして第二条2項の「事業」の「三」に「現代語辞典、方言辞典、歴史的国語辞典その他研究成果の編集及び刊行」という形で反映されていく⁴²⁾。なお、創設委員会にかけられた草案では、「同時に多人数が対象となる言語」が「公衆に対する言語」とあり、創設委員会の服部四郎委員が「公衆をいやしめているみたいに誤解される」として、議論の結果変更されたという⁴³⁾。のちに国立国語研究所では、現代日本語の現状の研究、つまり「言語生活」の記述という形で、各地方言の記述、方言地図、談話資料の作成もなされていたのだが、方言辞書（この場合の「方言」のもつ意味はおくとして）については、『沖縄語辞典』（1963年）のほかはまとめられていない。

③現在提示されている予算のなかで、たとえば150名の外部作業員の協力を通じた方言研究の計画について、この分野で本当に能力のある人間の数が150名近くもいるのかという批判をハルパーンがする。こうした誇大な考えが計画の多くの部分にみられるという。

◆同年4月に『讀賣新聞』『時事新報』で報道される国立国語研究所の計画内容（後述）に外部研究委嘱者200名が掲げられている。国立国語研究所設置法に明記はされなかったが、のちに地方調査員という制度が設けられた。しかし、150名ましてや200名という規模ではなかった。

④釘本らが辞去したあと、江が「批判の本質をかれらが理解できたか疑わしい」と述べた。

《1948年2月2日 議題 国立国語研究所》

出席 文部省 釘本・斎藤 / CI&E ハルパーン・江

ハルパーンは、研究所は純粹に客観的な手法で研究をおこなうべきであり、そうしないと文部大臣の立てた計画に沿うような研究結果を出しかねない、と念を押している。

《1948年2月24日 議題 国立国語研究所》

出席 文部省 釘本・斎藤 / 参議院文化委員会特別顧問 岩村〔忍?〕 / CI&E ハルパーン・江

①釘本のいう「三位一体論」（文書にはこの用語はないが）の重要性をハルパーンも認める。

②ハルパーンは、国語審議会再編（内閣直属は望ましくないとする）と関連して、研究所の所長および各部長が国語審議会の委員を兼任するように規則を定めるべきだとした。

◆ハルパーンが研究所の成果が政策に反映されるシステムをつくらうとしていたことがわかる。国語審議会は、1949年5月の文部省設置法公布にともない改組されるが、こうした規則はもりこまれなかった。ただ当初は国立国語研究所評議員、のちに所長もしくは所長経験者が審議会委員に慣例として入るようになる。

《1948年4月16日 議題 言語簡易化問題》

出席 文部省 釘本・中村・斎藤 / CI&E ハルパーン

釘本は、閣議で国立国語研究所の事業について議論がなされ、1300万円の予算が必要とされたと報告。ハルパーンによれば、事業の概要は讀賣と時事の記事と類似しているという。新聞社に文部省から漏れてはいない、と中村はいていたではないか、と不満を示す。大蔵省との折衝では、予算は700万円にまで減額されそうとのこと。

◆『讀賣新聞』『時事新報』の1948年4月13日付で報道されている（予算1300万円、6月発足とも報道）。ハルパーンの不満は、情報が漏れているということであろうが、報道された事業内容自体にまだ満足していないのに、という側面もあろう。両紙で示された内容は若干異なるものの、当時の計画を知る資料のひとつでもあるので引用しておく。『讀賣新聞』では、「【第一部】現代語の実態調査研究①全国各地の国語、国字使用の実態②性別、年齢別の言葉の調査③現代語辞典の編纂④国語造語法の研究⑤国語の表現能力の研究⑥外来語の調査【第二部】国語、国字の合理化、純化および改良に関する調査研究①各層、各職場、各地域の国民の読書きの能力調査②印刷能率事務能率の向上についての研究③漢字、かな、ローマ字についての能率の研究④国字および書記体系の研究⑤活字々体の研究⑥標準語彙の制定（各種専門用語を含む）⑦標準語法、標準文法、標準音いんの制定」。『時事新報』は、「第一部が全国各地における国語、国字使用の実態調査と性別年齢別教育程度および職業別などによる言語の調査あるいは外来語に関する調査研究、国語の表現力などの研究に当り、第二部は国民の読解力、書記能力の調査、国字国語の心理学的研究等である、なお国語の歴史的発達に関する調査研究を目的として設置されることになっていた第三部は予算のつごうで明年度に持ち越される」。この時点でも、「方言辞書」は盛り込まれていない。所員約70名との報道だが、実際は51名で発足。6月に発足とあるのは第二回国会での法案審議を予想したためだろうが、すでにふれたように7月に1948年度予算成立がずれこみ、ハルパーンの意見をきくことなく予算成立後の法案作成という手順を重視したためか、第三回国会での審議へとさらにずれこんでいく。

《1948年4月29日 議題 言語簡易化問題》

出席 文部省 釘本 / CI&E ハルパーン・江

ハルパーンは、研究所に関して以下の点が受け入れられると述べる。(1)文部省から予算を受けるが独立している点。(2)国語審議会再編と関連する点。(3)所長と各部長が国語審議会委員を兼任する点（しかも永続的に）。(4)創設委員会で研究所構成、長期目標、一年目の作業計画が検討される点。(5)活動を分散化し、大学やその他の研究所ですでおこなわれている研究と補完しあう点。(6)質の高い研究をおこなう点。

◆この六点のうち、(2)および(3)は設置法にもりこまれなかった。ただし、「座談会」によれば、おそらく創設委員会に出された草案に「国語研究所の長は、国語審議会の委員長をもってこれに充てる」という文言があったという（斎藤正のメモ⁴⁴⁾。(5)は、

設置法の「第三条 研究所の事業は、他の研究機関又は個人によつて既に行われ、又は現に行われている同種の調査研究と重複しないことを原則とする」という形で反映された。また(1)は重大な点である。「座談会」によれば、8月17日から19日にかけて開かれた創設委員会（ハルパーンも出席）にかけた草案にはこの点が明示されておらず、創設委員会の原案として最終日に第一条2項として「研究所は文部大臣の管轄とする」がくわえられた⁴⁵⁾。しかし、「座談会」で斎藤正がいうには、創設委員会の原案を「行政管理庁法制局と協議して、閣議に提出する案を作成し、九月下旬にハルパン博士のアプルーブを得てから CIE のアプルーブ」をとり、9月29日に閣議にかけた。それを GHQ 民政局に提出するが、10月15日にハルパーンを通じて民政局の修正意見が伝えられ、文部省側は修正意見に応じた修正を施すが通らず、結局法案修正はハルパーンが直接民政局と折衝することになった⁴⁶⁾。日本側はハルパーンを通じて関与できたとはいえ、蚊帳の外になってしまった。その修正の結果出てきたのが、「研究所は、文部大臣の所轄とする。文部大臣は、人事及び予算に関する事項に係わるものを除くほか、研究所の監督をしてはならない。」という設置法第一条2項となる文言であった。こうして、ある意味では書かずとも明確な（それだけに書いていないと不安な）文言が明記されたのである。このように、日本側が完成させたものであっても、不満があれば修正をさせたわけであり、日本側は占領下にあることを痛感したであろう⁴⁷⁾。ハルパーンは、「必要でない限り日本人に命令を下さないという、連合国最高司令部（SCAP）の方針を貫いていた」⁴⁸⁾とされ、たしかに対話を重ねてきてはいるが、最後で通すべきものは通した、ということになる。江は「ハルパンさんたちの考えの反映かもしれませんね」と推測しているのである⁴⁹⁾。ただ、残念ながら、9月から11月にかけての修正は GHQ/SCAP 文書で具体的に確認できていない。

《1948年7月13日 議題 国立国語研究所》

出席 文部省 釘本・斎藤 / CI&E ハルパーン・江・青木〔文教〕

- ①釘本が、創設委員会のメンバーをきめる打ち合わせ会議が6月12日に開かれ、本日も開かれる旨報告⁵⁰⁾。
- ②CI&E の見方として、純粋な科学的研究と、標準の設定とを区別することを強調し、釘本も理解を示した。

《1948年7月16日 議題 国立国語研究所》

出席 文部省 釘本・斎藤 / CI&E ハルパーン・江

- ①前出の打ち合わせ会議で決まった創設委員会の推薦リストが提出される。全部で23名。
◆正式に委嘱されたのは18名⁵¹⁾。興味ぶかいことに、ハルパーンは、「委員会の多くは、言語問題に対して保守的な観点をもつ人物で構成されている」という指摘を残している。「多い」とまではいえないが、一部をのぞけば、革新的とまではいえない構成である。

以上のように CI&E の意見をきいて修正をくわえた草案（1948年8月16日省議に提出、決定⁵²⁾）をもって8月に釘本は創設委員会にのぞんだのであるが、公的には CI&E からの影響について述べることはなかった。たとえば、『文部時報』には、8月6日の日付入りで、

国立国語研究所の設立については、近く各界の権威を集めた創設委員会が設置され、その委員会によって、研究所の性格、事業等が十分に検討されて後、設立の運びに至ることとなっている。〔……〕国立国語研究所の全ぼうは、まだここで詳しく述べることはできないが、とまれ、その設置によって、国語政策がその立案の基礎をより堅確にし得ることは確実であると思う。

と記すのみである⁵³⁾。創設委員会で草案を検討して原案が作られたが、それが GHQ 民政局との折衝で変化していったことについては、すでにふれた。このとき創設委員会の原案の第一条に追加されたのは、実はもう一点あった。原案の1項が「国語及び国民の言語生活に関する科学的調査研究を行い、文化の発達をはかるために、この法律によって、国立国語研究所を設置する」とあったのが、「〔……〕科学的調査研究を行い、あわせて国語の合理化の確実な基礎を築くために、国立国語研究所を設置する」となった点である（こちらが設置法の文言となる）。「国語の合理化」という表現は、すでにみたように（1948年1月15日カンファレンス・リポート）、釘本がもちこんだようなものである。それよりも問題は、「座談会」で江実が「あわせて、のところの英文は、thereby ですが、青木文教先生なんかが苦心なされたことを記憶しています」と述べている点である⁵⁴⁾。法律の制定にいたるまで英訳がなされて GHQ がチェックしていたという点はすでにふれたが、当然、英語で修正されたものを日本語に翻訳していく作業もなされる。江はそのことをいっている。そして、「苦心なされた」というのは以下のようなことだろう。つまり、thereby は、「それによって」という意味であるから、「国語及び国民の言語生活に関する科学的調査研究」は、「国語の合理化の確実な基礎を築く」ためのものとなる。しかし、それを「あわせて」と訳せば、「科学研究」と「国語の合理化」とは並置されることになる。微妙ではあるが、大きな違いである⁵⁵⁾。

たとえば、GHQ 編纂『GHQ 日本占領史』の教育の巻の末尾で言語研究所（原文は Language Research Institute）の設立にふれ、設立目的をこう記す（330節）。

The institute was charged with conducting scientific surveys and studies in the national language and the nation's linguistic life to provide a firm basis for language improvement.⁵⁶⁾（下線部引用者）

「言語改良の強固な基盤をつくりだすために」研究がなされる、となっている。ここには注があり、執筆者が参照した資料が appendix48 に示されている。それは、国立国

語研究所設置法の英文全訳で、ここでは第一条1項を引用する。

The National Language Institute (hereinafter to be referred to as the Institute) shall be established for the purpose of conducting scientific surveys and studies in the national language and the nation's linguistic life, thereby providing an accurate and firm foundation for rationalizing the national language.⁵⁷⁾

この法律の英文の thereby providing を先の引用のように to provide としたのである。科学的研究に専念すべきだ、としていたハルパーンがこの「合理化」のための研究に限定させていったと考えるのは、やや躊躇する。あるいは、「座談会」でいわれたように、GHQ 民政局の意向が反映されたのかもしれない。おおげさにいえば、CI&E の日本人研究者が「あわせて」と訳すことで、研究所の目的の一元化を避けた、ということになるだろうか。同様に、法律の英文 rationalizing the national language は、language improvement のことと理解されていることもわかる。おそらく9月以降のさらなる修正の際にもちこまれた「国語の合理化」の文言があって、それが英訳されたのだろう。thereby とは翻訳の方向が逆と考えることができる。

ここから先はまったくの推測であるが、GHQ 民政局には、米国教育使節団報告書の記憶があり、そこで提起された Language Reform の理念が法案に反映されていない、と難じたのかもしれない。そこで釘本がもちこんだのが、どうしてもある傾向性を帯びてしまう「簡易化」でも「民主化」でもなく、やや耳慣れない、それだけに手垢にまみれていないと判断した「合理化」という単語だったのではないだろうか⁵⁸⁾。

6 おわりに——第三段階にふれつつ

こうしてできあがった国立国語研究所設置法案は、第三回国会衆参両院の文部委員会で審議される。案の定、文部大臣が研究所の監督をしてはならない、という点やすでになされている研究との重複を避ける、という点への疑義が集中する⁵⁹⁾。しかし、GHQ の承認を得たものを簡単にかえるわけにはいかないからか、下條康麿文部大臣は「実は会期も切迫しておりますし、できますならば原案でお願いしたいと思います」⁶⁰⁾と議論を打ち切り、委員会を通し、本会議での可決にもちこんだ。こうして国立国語研究所設置法は成立した⁶¹⁾。

最後になるが、『思想の科学』1948年11月号は「きいてわかる学問言葉を作る会」の座談会を掲載する。この座談会にハルパーンが出席している。これ自体は、1948年1月20日になされたものなので、研究所の計画を釘本からきいた直後のことになる。日本語だけでなされる座談会に出席できるほどの日本語能力はあったが、発言は二回だけである⁶²⁾。

ともあれ、座談会では出席者の川島武宜（法学者、東京大学教授）が、参加していた

ハルパーンに向けて以下のような希望を述べた。「私かねがねローマナイゼーションを希望しているが日本のガヴァメントではそれが出来ない。これはハルパーンさんの方から日本のガヴァメントに対してプレッシャーを加えて戴きたい。それでない限りは結局議論に終ると思います」と。戦後民主主義の代表者のひとりといえる川島のこのことは、はしなくも、この国の言語政策のありようを示したものだといえるだろう。上からの「善導」を求める、敗戦になったからには「善導」をおこなう主体はGHQで一向に構わない、といったような。さすがにこの川島発言に対しては、大久保忠利（言語学者）が「それは東条式です」と忠告する。しかしながら、この忠告は、宮崎音弥（心理学）の「いいえ、日本の民主主義革命が行れたのと同様に、外の力が必要です。もしそんな力を否定すれば、この民主主義をすつかりやり直して人々の教育がある程度に完成して、初めてファッティズムの瓦解が可能です」という緊急避難的要素ゆえの肯定を強調する論調にかきけられてゆく⁶³⁾。ハルパーンはこのやりとりに口を挟まなかったが、本稿でみたように、その後の国立国語研究所設置法の制定過程で多少なりとも、ハルパーンは影響力を行使することになったのである。

本稿は、おおげさなことを述べつつも、結局は「座談会」の内容を別の資料（それも十分ではない）からあとづける、というやや中途半端な中身に終わってしまった。ただ、国語審議会の再編問題もふくめて、敗戦後の言語政策を論じる際のGHQ/SCAP文書などのさらなる活用の可能性が示せたのではないかと思う。

注

- 1) 釘本久春（1908年～1968年）は東京生まれ。1932年に東京帝国大学文学部国語国文科卒業。専攻は中世の歌論（専著に『中世歌論の性格』（古今書院、1944年）など）。中学校教諭、陸軍予科士官学校教授などを経て1939年文部省図書監修官。財団法人日本語教育振興会常任理事を兼ねつつ、1947年には再設置された文部省図書局国語課の課長。1949年に文部省調査普及局調査課長。文部大臣秘書官などを経て、1952年から日本ユネスコ国内委員会事務局次長。1960年から東京外国語大学教授（以上は、「釘本久春年譜」『日本語——釘本久春追悼』（国語を愛する会）8巻7号、1968年、4頁より）。作家中島敦の第一高等学校以来の友人としても知られる（川村湊『狼疾正伝——中島敦の文学と生涯』河出書房新社、2009年など）。業績については、山口正「釘本久春氏の業績」『日本語教育』60号、1986年11月も参照。また、釘本の戦中の言語観、言語政策論を論じたものに、桜井隆「日本語教育史上の中島敦——またはイデオログとしての釘本久春」『獨協大学教養諸学研究』27巻1号、1992年10月、駒井裕子「『日本語』誌上における釘本久春の「言語精神論」と「言語道具論」」『日本語・日本文化研究』（京都外国語大学）7号、2000年などがある。
- 2) 「彙報 国立国語研究所の設置について」『国語学』第3輯、1949年10月、122頁。
- 3) 国会議事録検索システム（<http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU>）で検索、画像確認をおこなった。
- 4) GHQ/SCAP文書は、国立国会図書館および立命館大学図書館所蔵のマイクロフィッシュを利用した。立命館大学図書館のGHQ/SCAP文書データベース検索は便利である（<http://www.ghq.ritsumei.ac.jp/db/>）。
- 5) 『国立国語研究所三十年のあゆみ——研究業績の紹介』国立国語研究所、1978年、4頁
- 6) 閣議決定事項の内容は、「彙報 国立国語研究所の設置について」『国語学』3輯、1949年10月、126頁を参照。

- 7) 『国立国語研究所三十年のあゆみ——研究業績の紹介』国立国語研究所、1978年、4頁。
- 8) 甲斐睦朗「終戦直後の国語国字問題 第二十九回 国立国語研究所の創設(上)」『日本語学』27巻10号、2008年9月、「終戦直後の国語国字問題 第三十回 国立国語研究所の創設(中)」『日本語学』27巻12号、2008年10月、「終戦直後の国語国字問題 第三十一回 国立国語研究所の創設(下)」『日本語学』27巻13号、2008年11月。
- 9) しかも、「国会の議事録等との照合を行っていない」ということなので、筆写ゆえか日時が記されていないこの一件「第一回国会 参議院 会議録 第五十七号」の日時を添付資料から1947年9月23日としてしまっている(甲斐睦朗「終戦直後の国語国字問題 第二十九回 国立国語研究所の創設(上)」『日本語学』27巻10号、2008年9月、76頁)。しかし、議事録と照合すればすぐにわかるが、これは1947年11月26日の参議院本会議の議事録である。
- 10) Abraham Meyer Halpern (1914年～1985年) はボストン生まれ。1933年にハーバード大学卒業、博士論文執筆のためシカゴ大学で研究、1940年文化人類学のPh.D取得。1941年からシカゴ大文化人類学講師、1943年から助教授。同年からCivil Affairs Training School〔民政訓練学校(米国ミシガン州)〕での日本語教育顧問(～45年)、1946年からGHQのCI&E言語改革(Language Revision)担当顧問〔のち言語簡易化(Language Simplification)担当顧問〕(以上は、Dr. A. M. Halpern「近年におけるアメリカ言語学の発達」『言語研究』13号、1949年に付された服部四郎による「附記」、64頁より。ちなみにこの論文はローマ字表記の日本語で、服部が漢字かな交じりにしたものである)。1948年後半までこの職にあり、その後は、「カーネギー財団、ランド・コーポレーション(シンクタンク)、外交評議会へと順に席を移した。評議会に在職中には中国に関する書物を数冊出版した」という(以上および没年は、J・マーシャル・アンガー(奥村睦世訳)『占領下日本の表記改革——忘れられたローマ字による教育実験』三元社、2001年、100頁。ランド・コーポレーションの履歴書によったという)。アンガーによれば、ハルパーンはローマ字の重要性を認識していた。従来の表記法は当分の間維持されるであろうが、ローマ字との並立は可能であるとし、日本語のローマ字化ではなく、ローマ字教育の導入を主張していた。また、「アメリカのヘイタイコトバ——ゲンゴのカイダンテキコオゾオ」というエッセイを『思想の科学』5巻1号(1949年10月)に寄稿している。これは鶴見俊輔が依頼したものだという(『『思想の科学』ダイジェスト1946～1996』思想の科学社、2009年、17頁)。余計な情報だが、CI&Eでともにはたらいだ言語学者江実によれば、「ハルパン〔ハルパーン〕という人はアメリカで年に一人だけきまる天才児といわれた人で、ちゃんと言語学もやった人で、しっかりした人でした。奥さんはメアリーとかいう二世ですね」と評価が高い(「〈座談会〉国語研究所創立の頃」『言語生活』267号、1973年12月、55頁)。
- 11) 「〈座談会〉国語研究所創立の頃」『言語生活』267号、1973年12月、56頁。
- 12) 甲斐睦朗「終戦直後の国語国字問題 第三十回 国立国語研究所の創設(中)」『日本語学』27巻12号、2008年10月。
- 13) 高野和基解説・訳『GHQ日本占領史 2 占領管理の体制』日本図書センター、1996年、100頁(原著は、GHQ/SCAP・HISTORY OF THE NON-MILITARY ACTIVITIES OF THE OCCUPATION OF JAPAN 1945-1951 Administration of the Occupation)。GHQ/SCAP 機構図やその変遷などもわかる。
- 14) 緑風会の活動に関しては、『緑風会十八年史』緑風会編纂委員会、1971年を参照。
- 15) 「山本有三 国語研究所設立までの歩み」『言語生活』216号、1969年9月、93頁。
- 16) 永野賢「当用漢字表の由来と国立国語研究所設立の経緯」『日本語学』8巻7号、1989年7月、102頁。
- 17) 土持ゲーリー法一『米国教育使節団の研究』玉川大学出版部、1981年が全般的な研究書で、言語改革についても章が割かれている。日本語ローマ字化は、言語学者がいなかった使節団の先走りであり、CI&Eの側では、ローマ字教育の導入が目指されていたとする。言語改革に特化した研究書には、茅島篤『国語ローマ字化の研究』風間書房、2000年があるが、ともに報告書にでてくる national language institute のその後については論じていない。英文は、

- 国際特信社編輯局翻訳『マツクアーサー司令部公表 米国教育使節団報告書』国際特信社、1946年掲載のものを参照。手に入れやすい翻訳は、全訳解説村井実『アメリカ教育使節団報告書』講談社学術文庫、1979年がある。
- 18) 「日本における教育改革の進展」、伊ヶ崎暁生・吉原公一郎編著『戦後教育の原典②——米国教育使節団報告書他』現代史出版会、1975年、235頁。
 - 19) 本稿でみていくように、国語課長釘本久春のはたらきも大きい。初代研究所長となった西尾実はのちに、「当時の釘本課長の熱意と活躍ぶりはまことにめざましいものであった」と述べている（西尾実「釘本君とわたし」『日本語——釘本久春追悼』（国語を愛する会）8巻7号、1968年、31頁）。
 - 20) 『官報号外 第三回国会衆議院会議録第十七号』1949年11月21日、142頁。
 - 21) 釘本久春『現代の日本語』古今書院、1952年、110頁。この点に関していえば、ハルパーンと釘本の1947年2月26日の会談でも、国語審議会を米国教育使節団報告書の命令による国立言語委員会（National Language Commission）への再編が話題となっている（Box no. 5359 Sheet no. CIE (A) 03005）。
 - 22) 「〈座談会〉国語研究所創立の頃」『言語生活』267号、1973年12月、55頁。1947年11月の言語簡易化方策がどういうものなのか、GHQ/SCAP 文書で探し出せなかった。今後の課題のひとつである。
 - 23) 「青木文教師 年譜」『国立民族学博物館研究報告別冊』1号、1983年3月、250頁。
 - 24) 「〈座談会〉国語研究所創立の頃」『言語生活』267号、1973年12月、55頁。
 - 25) 「彙報 国立国語研究所の設置について」『国語学』第3輯、1949年10月、122頁。
 - 26) 『第一回国会参議院文化委員会会議録第三号』1947年8月26日、3頁（実際の初年度〔1948年度〕予算は八ヶ月分で817万5千円だった。『国立国語研究所三十年のあゆみ——研究業績の紹介』国立国語研究所、1978年、122頁）。
 - 27) 『第一回国会参議院文化委員会会議録第三号』1947年8月26日、3頁。
 - 28) 『第一回国会衆議院文化委員会会議録第七号』1947年9月23日、4頁。ちなみに、創設委員会の設置については、江実が「国語研究所ができることになって、スキャップ（総司令部）側としては、それがいったいどう動くかについて、創設諮問委員会を作ったらいいいじゃないかというふうにアドバイスしていると思うんです」と述べているが（「〈座談会〉国語研究所創立の頃」『言語生活』267号、1973年12月、56頁）、引用からあきらかなように、文部省は当初から創設委員会の設置を考えていたことがわかる。
 - 29) 『第一回国会参議院文化委員会会議録第四号』1947年9月23日、1頁。
 - 30) 同前、4頁。羽仁五郎は戦前と体質の変わらない文部省を嫌悪しており、後年になるが、『教育の論理——文部省廃止論』ダイヤモンド社、1979年という著作もあらわしている。
 - 31) 『第一回国会参議院文化委員会会議録第三号』1947年8月26日、6頁。
 - 32) 『第一回国会衆議院文化委員会会議録第七号』1947年9月23日、4頁。
 - 33) 釘本久春『戦争と日本語』龍文書局、1994年、219頁。
 - 34) 釘本久春『国語教育論』河出書房、1949年、はしがき、3頁。
 - 35) 釘本久春「国語政策の展開」『文部時報』852号、1948年9月、5－6頁。
 - 36) 小久保美代子訳・解説『CIE カンファレンス・リポートが語る改革の事実——戦後国語教育の原点』東洋館出版社、2002年、320頁。本書は、題名の通り、国立国会図書館所蔵のGHQ/SCAP 文書から、国語教育にかかわるカンファレンス・リポート約300通を翻訳し解説した貴重なものであり、ハルパーンのものもいくつか翻訳されている。
 - 37) 「〈座談会〉国語研究所創立の頃」『言語生活』267号、1973年12月、59頁。
 - 38) 国語審議会の再編問題については、1947年2月26日の釘本とハルパーンだけの会合でも話題となり、ハルパーンは、しかるべき学者たちによって日本の言語遺産を守り、一方で新聞、ラジオ、映画などを通じて発展させる役割をもたせるべきだとする。さらに、1947年3月5日の両者の会合では釘本は当用漢字1850字が安定したら、国語審議会の再編を図る、とハルパーンに伝えている（ともに Box no. 5359 Sheet no. CIE (A) 03005）。

- 39) 敗戦後の政治史は、五百旗頭真『占領期——首相たちの新日本』講談社学術文庫、2007年などを参照。
- 40) のちに研究所創設委員会の委員となった沢登哲一は、1952年に「戦後最も目に立った問題は、マス・コミュニケーションだ」と述べている（『言語生活の現状と今後』『言語生活』4号、1952年1月、36頁）。必ずしもハルパーンひとりの見解とはいえないだろうが、文部省案に欠けていた見解であったことはまちがいないだろう。
- 41) ほかは「一 現代の言語生活及び言語文化に関する調査研究 二 国語の歴史的発達に関する調査研究」。そして、2項「研究所は、前項の調査研究に基き、次の事業を行う。一 国語政策の立案上参考となる資料の作成 二 国語研究資料の集成、保存及びその公表」（三は本文に引用）とある。
- 42) この経緯については、安田敏朗『〈国語〉と〈方言〉のあいだ——言語構築の政治学』人文書院、1999年で論じることができなかった。
- 43) 「〈座談会〉国語研究所創設の頃」『言語生活』267号、1973年12月、57頁。
- 44) 同前、56頁。
- 45) 同前、57頁。
- 46) 同前、57-58頁。斎藤正は「GS」とだけ述べており、編集部が「GS（参謀部）」と注釈を入れてしまっている。しかし、GSはGovernment Sectionの略で「民政局」のことである。
- 47) 沢登哲一（当時都立五中校長）は「オーダーじゃない、と二言目にはすぐ言った。あとで考えてみたんだけど、ちょうど詰将棋ですよ。駒は自由に使っていい。お前たち考えろ。必要ならアドバイスはすると言うのですがね。だけど、勝手に打ったんじゃ詰まないんだ」と言い得て妙である（同前、58頁）。
- 48) J・マーシャル・アンガー（奥村睦世訳）『占領下日本の表記改革——忘れられたローマ字による教育実験』三元社、2001年、102頁。
- 49) 「〈座談会〉国語研究所創立の頃」『言語生活』267号、1973年12月、58頁。
- 50) 安藤正次（国語審議会会長）・古垣哲郎（日本放送協会専務理事）・川越博（衆議院議員）・若木勝蔵（参議院議員）・有光次郎（文部事務官）・稲田清助（文部省教科書局長）。なお、『国立国語研究所三十年のあゆみ——研究業績の紹介』（国立国語研究所、1978年、4頁）では若木勝蔵のかわりに金子洋文参議院議員の名前があげられている。
- 51) 安藤正次・古垣哲郎・沢登哲一（都立第五高等学校長）・伊藤正徳（日本新聞協会理事長）・高木貞二（東京大学教授）・海後宗臣（東京大学教授）・土居光知（東北大学教授）・金田一京助（日本言語学会会長）・土岐善麿（ローマ字運動本部委員長）・倉石武四郎（京都大学教授）・時枝誠記（東京大学教授）・颯田琴次（東京大学附属医学専門部長）・中島健蔵（東京大学講師）・西尾実（東京女子大学教授）・松坂忠則（カナモジカイ理事長）・服部四郎（東京大学助教授）・柳田国男（民俗学会会長）・山崎匡輔（教育刷新委員会副委員長）（『国立国語研究所三十年のあゆみ——研究業績の紹介』国立国語研究所、1978年、4-5頁）。このうち、安藤は委嘱当時国語審議会の会長、土岐・時枝は委員、古垣・沢登・海後・土居・金田一・倉石・西尾・松坂・服部は臨時委員でもあったように、12名が国語審議会と関係があった。
- 52) 「〈座談会〉国語研究所創設の頃」『言語生活』267号、1973年12月、56頁。また、省議では、文部大臣から「立派な国語が近代国家を作るのだからそのために慎重な学問的研究を積み重ねなければならない」。だからよろしく協力を、と挨拶があり、安藤正次を座長に決め、ハルパーンからの挨拶もあったという。「研究所が純粋に科学的研究調査を行う機関であるべき」「従来の言語研究の通念にとらわれず〔……〕広い分野にわたって研究をひろげるべき」「言語の実態調査を尊重し、また長期間継続さるべき性格を持つべき」ものとされた（同前、57頁）。
- 53) 釘本久春「国語政策の展開」『文部時報』852号、1948年9月、7頁。ただ、「はじめに」で述べたように、研究所設置後の「彙報 国立国語研究所の設置について」（釘本久春筆）『国語学』3輯、1949年10月では、GHQのCI&Eが「好意と理解とを表わしつづけた」との記述もある（122頁）。

- 54) 「〈座談会〉国語研究所創設の頃」『言語生活』267号、1973年12月、57,58頁。
- 55) 研究所の文化庁への移管にともない、1983年12月に国立国語研究所設置法は廃止となる。旧法の第一条第1項は、1984年の文部省組織令（6月28日政令227号）の第109条に同文であられるが、文部大臣は予算と人事以外に研究所の監督をしてはならない、という第2項に相当する文言はひそかに消えていった。また、「国語の合理化」については、独立行政法人国立国語研究所法（1999年12月22日法律第171号）の第三条で、「国語の改善」とかわる。
- 56) 『HISTORY OF THE NONMILITARY ACTIVITIES OF THE OCCUPATION OF JAPAN 1945—1951 日本占領 GHQ 正史 第20巻 教育』日本図書センター、1990年、320頁（作成は1951年ごろ）。この巻は、解説と訳を土持法一が担当して、『GHQ 日本占領史 20教育』（日本図書センター、1996年）として刊行されている（資料編は割愛されている部分もある）。
- 57) 同前、付録、330頁。
- 58) こうした事情を知ってか知らずか、国立国語研究所設置後の第二次米国教育使節団報告書には、「かれらは国立国語研究所を設けて、いっそうの研究と改革に対し刺戟を与えた。この研究所は、国語ならびに国語と国民生活間の関係を科学的に研究するために設立された。〔…〕現在の改革は、国語そのものの真の簡易化、合理化には触れないで、かなや漢字文の単純化に終わろうとしている」と指摘している（『第二次訪日アメリカ教育使節団報告書』、伊ヶ崎暁生・吉原公一郎編著『戦後教育の原典②——米国教育使節団報告書他』現代史出版会、1975年、140頁）。
- 59) 『第三回国会衆議院文部委員会議録第四号』1948年11月18日、『第三回国会衆議院文部委員会議録第五号』1948年11月19日。
- 60) 『第三回国会衆議院文部委員会議録第五号』1948年11月19日、6頁。
- 61) 発足後も国立国語研究所はGHQ/SCAP文書にあらわれる。しかし、日本語に達者なハルパーンはその地位を去ったあとであり、研究所長西尾実、釘本らと会談するCI&E教育課高等教育係のストルネーカー（L. W. Stalnaker）は日本人通訳をともない、会談内容も、一年次目の研究概要などの概括的なものであり、ハルパーンのときのようにあれこれ意見をつけたりはしていない（たとえば1949年6月9日、Box no. 5646 Sheet no. CIE (C) 03650など）。
- 62) 他の出席者（紙上出席も含む）は、南博・小林英夫・大久保忠利・池田弘子・江実・宮城音弥・今野武雄・宮崎博・石黒修・川島武宜・布留武郎・柳田為正・松坂忠則・三浦つとむ・望月衛・鶴見俊輔。ハルパーンの発言は、「きいてわかる学問用語」について、学問用語自体についてよくわからないが「大和言葉」では困難であろう、ということ。もう一回の登場場面は最後の方で、「こういう運動の進み方を観察したいと思っております」という程度のものであった（「きいてわかる学問言葉を作る会」『思想の科学』3巻9号、1948年11月、44-45、60頁）。座談会への出席は鶴見俊輔が要請した（鶴見俊輔「あとがき」、同前、65頁）。
- 63) 同前、61頁。

文中敬称略、〔 〕内は筆者補足
（やすだとしあき／一橋大学）